



# 長野県報

2月12日(木)  
平成21年  
(2009年)  
第2040号

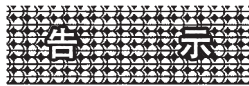
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室) .....	2
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課) .....	3
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称の変更(地域福祉課) .....	4
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止(地域福祉課) .....	5
中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)の一部改正(経営支援課) .....	5
県道の路線認定及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) .....	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) .....	6
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護の指示の解除(内水面漁場管理委員会事務局) .....	6

### 公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報統計課情報システム推進室) .....	6
一般競争入札(広報課) .....	7
一般競争入札(5件)(病院事業局) .....	8
一般競争入札(こども・家庭福祉課) .....	12



## 長野県告示第57号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

### 1 起業者の名称

長野県厚生農業協同組合連合会

### 2 事業の種類

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院附属若穂病院  
駐車場拡張整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

長野市若穂綿内字田中地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院附属若穂病院  
駐車場拡張整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第  
3条第24号に掲げる医療法による公的医療機関に関する事業に  
該当する。

#### (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である長野県厚生農業協同組合連合会では、  
経営管理委員会において施設整備について承認されており、また  
事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本  
件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

#### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院附属若穂  
病院(以下「当病院」という。)は診療科目11科を標榜し、  
医療療養病床数60床を有する病院として、平成19年4月に長  
野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院の附属病院と  
して設置された。長野市若穂地区を中心に長野市、千曲市、  
須坂市などからの患者を対象に、内科、外科、整形外科、脳  
神経外科、泌尿器科、小児科などの外来診療や、在宅復帰に  
向けたりハビリテーションを中心とした診療、その他人間ドク  
クなどの各種保健予防事業等を行っている。

現在60床ある医療療養病床は常時入院患者で満床状態にあ  
り、1日平均80名ほどある外来患者や、入院患者への見舞い  
等で駐車場は午前中満車になる事が多く、近隣に駐車スパー  
スが無い事から周辺道路には駐車待ちの車両が道路脇に並ぶ  
といった状況も発生しており、周辺住民の安全な交通の妨げ  
になっているほか、当病院敷地内には職員用駐車場が無く駐  
車場の確保も課題となっている。

本件事業の施行によって駐車場が拡張整備されることによ  
り、慢性的な駐車場不足が解消され、来院者の安全性の確保、

利便性の向上が図られることから、病院利用者や地域住民へ  
の医療サービスの向上が期待される。

#### イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、周辺に民家は少なく、田、畑及  
び道路に囲まれた土地であることから、自動車等の駐車によ  
り発生する騒音、排気ガス等について、近隣住民の生活環境  
への影響は少ないものと認められる。

#### ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べ  
た本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優  
越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号  
の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

##### ア 本体事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、現在の病院の駐車場は慢性的な駐  
車場の不足状態にあり、病院利用者にも不便を来しているこ  
とから、早期に駐車場の確保を図り、利用者の安全性の確保、  
利便性の向上を図る必要がある。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要となっている。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、本件事  
業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と  
認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供さ  
れるものであることから、収用又は使用の範囲の別について  
も合理的であると認められる。

##### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の  
必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を  
充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

長野市役所行政資料コーナー

企画課土地対策室

## 長野県告示第58号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護	株式会社 サンシャインライフ	木曾郡大桑村野尻931番地1	サンシャイン あてら	木曾郡大桑村野尻931番地1	平成20年12月1日
	社会福祉法人 にこにこ会	下高井郡山ノ内町大字平穩2926番地33	山ノ内宅幼老所 にこにこの湯	下高井郡山ノ内町大字平穩2926番地33	平成20年12月1日
	あすか苑株式会社	上田市前山397番地ロ	あすか苑デイサービスセンター	上田市前山397番地8	平成21年1月1日
	株式会社 和が家	岡谷市川岸中2丁目5番8号	宅老所 和が家	岡谷市川岸中2丁目5番8号	平成21年1月1日
	有限会社 すまいる	中野市大字新野59番地1	宅老所 縁が和	中野市新野59番地4	平成21年1月1日
短期入所生活介護	株式会社 サンシャインライフ	木曾郡大桑村野尻931番地1	サンシャイン あてら	木曾郡大桑村野尻931番地1	平成20年12月1日
短期入所療養介護	医療法人 聖山会	伊那市荒井3831番地	介護老人保健施設 辛夷園	伊那市荒井3831番地	平成20年12月1日
認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人 にこにこ会	下高井郡山ノ内町大字平穩2926番地33	社会福祉法人にこにこ会にこにこハウス	下高井郡山ノ内町大字平穩2941番地19	平成21年1月1日
福祉用具貸与	有限会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	有限会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	平成21年1月1日

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 サンシャインライフ	木曾郡大桑村野尻931番地1	サンシャイン あてら	木曾郡大桑村野尻931番地1	平成20年12月1日
社会福祉法人 にこにこ会	下高井郡山ノ内町大字平穩2926番地33	にこにこ居宅介護支援事業所	下高井郡山ノ内町大字平穩2926番地33	平成20年12月1日
株式会社 和が家	岡谷市川岸中2丁目5番8号	宅老所和が家 居宅介護支援事業所	岡谷市川岸中2丁目5番8号	平成21年1月1日
社会福祉法人 サン・ビジョン	岡谷市加茂町3丁目8番7号	介護支援センター第2グレイスフル岡谷	岡谷市加茂町3丁目8番7号	平成20年11月1日

## 3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	有限会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	平成21年1月1日

## 4 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防通所介護	社会福祉法人にこにこ会	下高井郡山ノ内町大字平穩2926番地33	山ノ内宅幼老所 にこにこの湯	下高井郡山ノ内町大字平穩2926番地33	平成20年12月1日
	あすか苑株式会社	上田市前山397番地ロ	あすか苑デイサービスセンター	上田市前山397番地8	平成21年1月1日
	株式会社 和が家	岡谷市川岸中2丁目5番8号	宅老所 和が家	岡谷市川岸中2丁目5番8号	平成21年1月1日
	株式会社 すまいる	中野市大字新野59番地1	宅老所 縁が和	中野市新野59番地4	平成21年1月1日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人 雄久会	塩尻市大門6番町4番36号	老人保健施設 こもればい	塩尻市大門6番町4番36号	平成21年1月1日
介護予防短期入所療養介護	医療法人 聖山会	伊那市荒井3831番地	介護老人保健施設 辛夷園	伊那市荒井3831番地	平成20年12月1日
	医療法人 雄久会	塩尻市大門6番町4番36号	老人保健施設 こもればい	塩尻市大門6番町4番36号	平成21年1月1日
介護予防福祉用具貸与	株式会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	株式会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	平成21年1月1日

## 5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	株式会社 坂東ホーム	飯山市大字飯山624番地6	平成21年1月1日

地域福祉課

## 長野県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問入浴	株式会社 佐久平訪問入浴	佐久市岩村田1290番地7	株式会社 佐久平訪問入浴	佐久市岩村田1290番地7	株式会社 佐久平訪問入浴	株式会社 佐久平介護サービス	平成20年2月8日

## 2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護予防訪問入浴	株式会社 佐久平訪問入浴	佐久市岩村田1290番地7	株式会社 佐久平訪問入浴	佐久市岩村田1290番地7	株式会社 佐久平訪問入浴	株式会社 佐久平介護サービス	平成20年2月8日

地域福祉課

長野県告示第60号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

Table with 6 columns: 事業の種類, 名称, 主たる事務所の所在地, 事業所の名称, 事業所の所在地, 廃止年月日. Row 1: 訪問看護, 長野県厚生農業協同組合連合会, 長野市大字南長野北石堂町1177番地3, 訪問看護ステーションちくほく, 東筑摩郡麻績村麻3890番地1, 平成20年12月31日

2 介護予防事業者

Table with 6 columns: 事業の種類, 名称, 主たる事務所の所在地, 事業所の名称, 事業所の所在地, 廃止年月日. Row 1: 介護予防訪問看護, 長野県厚生農業協同組合連合会, 長野市大字南長野北石堂町1177番地3, 訪問看護ステーションちくほく, 東筑摩郡麻績村麻3890番地1, 平成20年12月31日

地域福祉課

長野県告示第61号

中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)の一部を次のように改正し、平成21年3月1日以降の貸付に係る貸付金から適用します。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

別表の中小企業振興資金の項中「2.50%」を「2.30%」に、「2.20%」を「2.00%」に改め、同表の経営健全化支援資金の項中「2.30%」を「2.10%」に、「2.00%」を「1.80%」に改め、同表の創業支援資金の項中「2.30%」を「2.10%」に改め、同表の新事業活性化資金の項中「2.30%」を「2.10%」に改め、同表の再生支援資金の項中「年2.00%」を「金融機関の定めるところによる。」に改める。

経営支援課

長野県告示第62号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定により、県道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、告示の日から平成21年2月26日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

Table with 4 columns: 整理番号, 路線名, 起終点, 重要な経過地. Row 1: 508, 上松南木曽線, 木曾郡上松町, 木曾郡大桑村

道路管理課

長野県告示第63号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
西条川一ア、西条川一イ、蚊里田西ノ沢、土京川、深沢川、田子川1、田子川2、隈取川及び吉沢
2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第64号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
西条川一ア、西条川一イ、蚊里田西ノ沢、深沢川、田子川1、田子川2、隈取川及び吉沢
2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するのとおり



## 砂防課

## 長野県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
田子、田中、和出、上野団地、上野、徳間及び若槻東条
- 2 指定の区域  
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
田子、田中、和出、上野及び徳間
- 2 指定の区域  
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

## 砂防課

## 長野県内水面漁場管理委員会指示第10号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成20年長野県内水面漁場管理委員会指示第8号）を次のとおり解除しました。

平成21年2月12日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

- 1 対象水域  
野尻湖
- 2 対象魚種  
オオクチバス、コクチバス
- 3 解除の期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 解除の理由  
野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

内水面漁場管理委員会事務局



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
長野県電子計算機操作業務委託一式
  - (2) 役務の特質  
長野県電算業務に係る電子計算機操作処理
  - (3) 履行期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去に本県において使用されている大型汎用機（OS:OSIV/XP）の操作と同種の操作業務を誠実に履行した経験を有する者
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
（県庁専用郵便番号 380-8570）  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室  
電話 026(235)7071
- 4 入札説明会の日時及び場所
  - (1) 日時 平成21年2月24日 午前10時
  - (2) 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室
- 5 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成21年3月24日 午後5時